

横須賀市監査委員公表

令和 8 年第 7 号

包括外部監査の結果報告に係る措置の公表について

令和 8 年 3 月 31 日付け横須賀市監査委員公表令和 8 年第 2 号をもって公表した包括外部監査の結果報告について、市長から措置を講じた旨通知がありましたので、地方自治法第 252 条の 38 第 6 項の規定により次のとおり公表します。

令和 8 年 8 月 10 日

横須賀市監査委員	鷹	野	加裕子
同	井	上	東
同	南		まさみ
同	加	藤	ゆうすけ

[上下水道局経営部]

政策Ⅰ 施策２

指摘１－１「会計規程に基づく除却手続を行う必要性」（経理課）

監査人が有馬浄水場を現地視察する際に固定資産台帳より以下の固定資産を選定して視察した。

- ・その他装置 水質監視用計器（取得年度平成９年）

その結果、水質監視用計器は存在していなかったが、会計規程に基づく除却手続がなされていなかった。

既に廃棄等により存在しない水質監視用計器は、横須賀市の上下水道局会計規程第169条、第177条に基づいて除却手続を行い、速やかに固定資産台帳を正確な内容に整理する必要がある。

措置の内容

上下水道局会計規程に基づき、速やかに除却手続を行った。

内部統制

指摘５－１「たな卸資産に係る適正な事務手続」（経営料金課）

物品取扱員の貯蔵品（量水器）に関する引継書（上下水道局会計規程第100条）が作成されていないため、規程どおり作成したうえで引継を実施する必要がある。

措置の内容

物品取扱員事務引継報告書を規程どおり作成し、引継を実施した。また、物品取扱員事務引継報告書の書式を、貯蔵品の引継報告漏れが発生しないように改めた。